

平成18年第2回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成18年6月8日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成18年6月8日（木）午前10時12分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議席の一部変更
- 第4 諸般の報告
- 第5 行政報告
- 第6 議案第81号から議案第119号まで
- 第7 発議案第7号
- 第8 陳情第2号
- 第9 請願第4号から請願第7号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	岩崎隆寿君	22番	高野庄嗣君
23番	中村良夫君	24番	石塚一雄君
25番	若林直樹君	26番	田中文夫君
27番	金子健治君	28番	村川四郎君
29番	高野正道君	30番	名畑清一君
31番	志和正敏君	32番	金山教勇君
33番	臼木善祥君	34番	渡邊庚二君

35番	佐藤	孝君	36番	金光	英晴君
37番	葛西	博之君	38番	猪股	文彦君
39番	川上	龍一君	40番	本間	千佳子君
41番	大場	慶親君	42番	本間	武雄君
43番	根岸	勇雄君	44番	牧野	秀夫君
45番	近藤	和義君	46番	熊谷	実君
47番	本間	勇作君	48番	祝	優雄君
49番	兵庫	稔君	50番	竹内	道廣君
51番	岩野	一則君	52番	渡部	幹雄君
53番	浜口	鶴蔵君	54番	大澤	祐治郎君
55番	肥田	利夫君	56番	加賀	博昭君
57番	金子	克己君	58番	梅澤	雅廣君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野	宏一郎君	助役	大竹	幸一君
助役 (収入役事務兼掌助役)	親松	東一君	総務部長	齋藤	英夫君
企画財政部長	中川	義弘君	市民環境部長	粕谷	達男君
福祉保健部長	末武	正義君	産業観光部長	川島	雄一郎君
建設部長	佐藤	一富君	総務部長 (総務課長)	佐々木	正雄君
企画財政部副部長 (財政課長)	山本	充彦君	市民環境部副部長 (環境課長)	大川	剛史君
福祉保健部副部長 (社会福祉課長)	浅井	一弘君	産業観光部副部長 (農業振興課長)	児玉	剛君
産業観光部副部長 (観光課長)	伊藤	俊之君	建設部副部長 (建設課長)	渡辺	正人君
防災管財課長	榎	恵博君	行政改革課長	藤澤	一雄君
企画振興課長	金子	優君	市民課長	清水	俊英君
高齢福祉課長	藤井	武雄君	水道課長	田畑	孝雄君
教育長	渡邊	剛忠君	教育次長	鹿野	一雄君

教育委員会 学校教育部 課長	児玉功君	教育委員会 生涯学習部 課長	坂本孝明君
教育委員会 社会体育部 課長	平間俊雄君	選挙・監査 事務局長	菊地賢一君
農業委員会 事務局 課長	山本真澄君	消防局長	渡辺与四夫君
税務課長	早藤良君	農地林政 課長	綿貫栄君
水産課長	藤井伸夫君	商工課長	木下良則君

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事係長	中川雅史君	議事係	松塚洋樹君

午前10時12分 開会・開議

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員58名、定足数に達しておりますので、平成18年第2回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、13番、廣瀬擁君、46番、根岸勇雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

岩崎議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。今定例会の会期日程についてご報告いたします。お手元に配付いたしました6月定例市議会会期日程をごらんいただきたいと思います。

本日6月8日、本会議となります。初日であります。本会議終了後、議員全員協議会を開催し、その後議会報編集特別委員会及び各派代表者会議を並行して開催いたします。

あす9日は、午前中が委員会審査となります。これは、先議案件の審査を優先していただきます。午後は、特別委員会となります。

次に、来週12日から15日までの4日間が一般質問。質問者は16名であります。

14日水曜日は、一般質問終了後に先議案件の委員長報告書を議場配付し、すぐに委員長質疑の受け付けとなります。

そして、翌15日木曜日は、一般質問終了後に直ちに先議案の委員会審査報告、質疑、採決を行います。

16日、19日、20日と委員会審査を行います。

21日は、議員全員協議会、続いて各派代表者会議を開催し、午後3時をめぐりに委員長報告を配付します。

そして、22日木曜日が最終日となります。人権擁護委員の人事案件の追加上程が予定されております。

会期は15日間です。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今定例会の会期は、本日から6月22日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 議席の一部変更

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、議席の一部変更の件を議題といたします。

現在欠員となっております議席の整理とさきの定例会における議長及び副議長の選挙結果を踏まえ、議席の一部を変更いたしたいと思えます。

お諮りいたします。議席番号21番から60番までをお手元に配付の議員議席変更表のとおり変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、議員議席変更表のとおり議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着きを願います。

〔各員着席〕

各常任委員会正副委員長の互選結果の報告

○議長（梅澤雅廣君） 次に、去る5月2日に各常任委員会が開催され、委員会条例第9条第2項の規定により、総務常任委員会委員長に浜田正敏君、総務常任委員会副委員長に中村良夫君が、市民厚生常任委員会委員長に根岸勇雄君、市民厚生常任委員会副委員長に中川隆一君が、産業経済常任委員会委員長に近藤和義君、産業経済常任委員会副委員長に若林直樹君が、建設文教常任委員会委員長に臼木優君、建設文教常任委員会副委員長に本間千佳子さんがそれぞれ互選されましたので、ご報告いたします。

日程第4 諸般の報告

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読を省略いたします。

日程第5 行政報告

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、行政報告を行います。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、平成18年第2回市議会定例会に当たりまして、平成18年第1回市議会定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。

初めに、廃食油再生燃料使用公用車運行についてご報告申し上げます。平成17年度に廃食油再生燃料化装置を導入し、この4月から市内の学校給食センター、佐和田地区の保育園から廃食油を回収し、廃食油再生燃料（BDF）を製造しております。4月19日にはBDF使用の佐和田地区保育園通園バスの出発セレモニーを行い、運行が開始されました。当面佐和田支所管内の4台を運行しますが、今後廃食油の回収、

製造量の状況を見ながら、順次使用台数をふやす予定であります。

次に、佐渡の地域再生計画の一部として進めてまいりました佐渡トキめき濁酒特区についてご報告申し上げます。片野尾地区の農家民宿からの申し出があった佐渡トキめき濁酒特区が平成18年3月31日に佐渡市全域を対象として認定され、4月18日に東京で行われた認定書の授与式に出席してまいりました。佐渡トキめき濁酒特区は、自らが生産した米を原料としてどぶろくを製造し、地域内に訪れる観光客に提供することにより、心温まるおもてなしを通して交流人口の増加や地域経済の活性化を推進するものであります。今後製造予定者は保健所との協議や研修を進め、酒類製造免許申請を行い、秋にはどぶろくの製造を開始する予定となっております。

次に、上越市との集客プロモーションパートナー都市協定の締結についてご報告申し上げます。佐渡市と上越市との間で交流人口を増加させ、集客を効果的に行うための集客プロモーションパートナー都市協定を5月19日に上越市において締結いたしました。これは、市民の身近な公共施設等にポスターやイベントチラシ等の設置や両市のホームページのリンクなど、集客を目的とした具体的な協定となっております。身近な施設で観光PRを行うことで迅速かつ有効に両市の魅力を広く浸透させることが可能となり、お互いの観光地への誘客の促進や観光産業の振興、市民レベルでの交流が活発化することを期待しているところです。今後は、新潟市、長岡市とも同様の協定を結び、都市間ネットワークを広げていきたいと考えておるところでございます。

次に、佐渡観光協会観光情報案内所の開設についてご報告申し上げます。佐渡観光協会と各地区観光協会とが4月1日に統合し、新生佐渡観光協会としてスタートいたしました。これとあわせて、4月4日から佐渡汽船両津港ターミナルにおいて工事が進められてきました観光情報案内所が6月1日から開設されました。これにより、観光案内並びに情報発信基地の拠点として情報提供機能と受け入れ態勢の強化が図られ、より一層の誘客が推進されることを期待しております。市としては、今後佐渡観光協会が佐渡観光の中核組織として観光ホスピタリティーの向上や誘客宣伝活動の推進に独自性が発揮できるように支援していきたいと考えております。

次に、佐渡発「あいびす企画商品」についてご報告申し上げます。昨年赤泊・寺泊航路に就航しました高速船あいびすによる寺泊観光協会主催のあいびすパックは、1万898人の利用客でありました。ことしは、佐渡発の企画商品も実施されて、6月1日より発売を開始し、この商品を利用した佐渡からのあいびす利用者の推進を図っております。内容は、高速船往復と昼食、日帰り入浴施設利用券、寺泊水族館入館料がセットになった個人型の日帰りパックと牛の角突き、寺泊周辺の観光がセットになりました日帰りツアーが用意されております。また、蓬平温泉の宿泊をセットとしたツアーが期日限定の募集型ツアーとして売り出されます。多彩な内容のこの企画により、佐渡からの両泊航路の利用促進と交流人口の増加を期待しているところでございます。

次に、行政改革シンポジウム開催についてご報告を申し上げます。去る5月21日、地方行政改革の先駆者で知られる前三重県知事の北川正恭氏を招き、佐渡市行政改革シンポジウムを新潟県佐渡地域振興局の後援をいただき、開催いたしました。当日参加された800人余りの皆様には、3月に策定し、公表しました佐渡市行政改革大綱と集中改革プランのご理解と改革の推進に向けた今後の取り組みへのご協力を求めたところです。1匹のチョウの羽ばたきはやがて大きな大風となるという一人一人の気づきを大切に、市

民と協働していく中で分権時代に生きられる佐渡市の構築に向け、行政改革を推進していく決意を新たに
したところでございます。

次に、主な建設工事等の発注状況についてご報告申し上げます。平成17年度1年間の企業会計分を除く
建設工事等の当初契約状況は、次のとおりでございます。発注総数は件数で1,320件、金額で119億9,757万
円、内訳としましては、工事が994件、110億1,049万2,000円、工事関連委託業務326件、9億8,707万8,000円
となっております。うち3月議会報告後の執行状況は、237件、14億389万3,000円。内訳としましては、
工事が193件、13億3,641万7,000円、工事関連委託業務が44件で6,747万6,000円であります。主なものと
いたしまして、農林水産業関係では、江積・田野浦地区漁業集落環境整備用地護岸工事（小木地区）等で
あります。土木費関係では、加茂幹線2号線（両津地区）の道路改良舗装工事、「沢根幹線1号特殊改良
工事」（佐和田地区）、「金井10号線道路改良工事」（金井地区）等であります。教育費関係では、「両津文
化会館屋上防水工事」（両津地区）等であります。上下水道費関係では、「排水管路施設開削工事」（相川
地区）、「赤泊処理区管渠布設工事」（赤泊地区）、「簡易水道統合整備（両尾、羽二生）事業」（両津地区）、
「公共下水道舗装本復旧工事」（畑野地区）等であります。その他としては、「佐渡市公民館」、「佐渡中央
会館」等のアスベスト対策工事、「ケーブルテレビ情報カメラ設備設置工事」（佐和田地区ほか）等であり
ます。また、平成18年度の入札状況であります。5月末現在の状況としましては、発注総数で31件、2
億1,577万円、内訳は工事9件、4,314万5,000円、工事関連委託業務22件、1億7,267万5,000円となっ
ております。また、今年度から建設工事に係る入札制度の改革の一環として簡易公募型指名競争入札の試行
を行っております。これは、入札指名業者を公募により選定するもので、この指名方法の導入により一層
の透明性と競争性が図られるものと考えております。

最後に、火災の発生件数及び救急出場等について、2月1日から5月31日までの間の状況をご報告申し
上げます。まず、火災発生件数ですが、2月が5件、3月9件、4月7件、5月3件の計24件で、前年同
期に比べて2件の増となっております。種類別では建物が11件、林野3件、車両1件、その他9件で、損
害額は調査中の4件を除き、4,512万5,000円となっております。救急出場件数は、2月が208件、3月が
259件、4月が223件、5月245件の計935件で、前年同期に比べ17件の減となっております。種類別では、
多いものから急病が611件、一般負傷115件、転院搬送101件、交通事故76件となっております。救助出動
件数は、2月が1件、3月が6件、4月3件、5月ゼロ件の計10件で、前年同期と同じ件数となっており
ます。種類別では交通事故が9件、水難事故1件となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、報告第1号から報告第12号まで一括して市長の報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、報告事件についてご説明申し上げます。今ご指示ありましたように、
1号から12号までをまとめてご報告申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしました
ので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

次に、報告第2号 平成17年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますし、報告第

3号は平成17年度佐渡市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。報告第4号は、平成17年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれの別紙のとおり報告するものであります。国の補正予算を受けてのアスベストの除去事業や用地交渉等に不測の日数を要した市道整備事業が主な繰り越し事業であります。

次に、報告第5号 平成17年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第6号は平成17年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第7号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計事故繰越しの繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第8号 佐渡市土地開発公社経営状況についてでございます。報告第9号は、株式会社両津TMOの経営状況についてでございます。報告第10号は、社団法人佐渡市真野自然活用村公社の経営状況についてでございます。報告第11号は、有限会社クリエイトはもちの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該法人等の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

次に、報告第12号 市有地の土地信託事業における収支状況につきましては、市が中央三井信託銀行株式会社と土地信託契約をしている東京都新宿区早稲田の土地に係る信託について、地方自治法第243条の3第3項の規定により、当該信託の事業の計画及び実績に関する書類を提出するものであります。

以上で報告事件につきましてのご説明を終わらせていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀君の議事進行発言からただいまの発言までは、削除いたします。（当該箇所取消し済み）

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 先ほどの市長の報告の中で、専決処分についてお伺いをいたしたいのですが、議会の委任事項ということでありますので、特段お許しをいただいて、聞かせていただきたいと、こう思います。なぜこれが今の時点で専決ということになったのか。例えば専決第3号、この件については事件の発生した時期といえますか、これは1月10日になっております。以後3月議会、本会議もあったわけです。専決処分というのは、本会議にまだ日程、日数が遠くてかけられない、あるいは近々にそういった臨時会がない。したがって、市長は専決処分という形でこういったことを処理するということは私も十二分に理解しておりますが、発生年月日が18年1月10日発生しておりながら、この専決は3月の1日にやったと、こうなっているわけです。3月の本会議がもうそこへ手の届くところへきておって、なぜこういう専決と

いうことをやったのか。専決という行為そのものの乱用ではないかと、私こう思うのです。

それと、以前こういう事故処理に当たっては団体保険に入っているから、保険で処理をするから、個人のペナルティーとか負担とかというものはないと。我々は、前回も両津の職員が両津の二百何十万の公用車をいわゆる大破させても、本人に何のいわゆるペナルティーもおとがめもなかったと。しかし、保険で処理をしたといえども、佐渡市は財産を二百何十万失ったということには間違いのない事実でありましたが、そういう経緯の中で議会を通して、あるいは所管委員会を通して出てきた言葉は、職員に対するいわゆるペナルティーというものがいないために、職員が自覚が薄いと。したがって、何でも保険で処理するから、少々のはあったってどうってことはないのだというまさに職員の気の緩みといいますか、綱紀肅正というようなことから考えても問題があるということとで前回、今総務部長になられましたが、齋藤総務課長に常任委員会を通して厳しく申し上げたと思うのです。それがまた同じような形で出てきております。過失割合は佐渡市が80%、相手方が20%、なぜこの中で職員の服務規程というものを見直して、あるいは綱紀肅正、規律というものを見直して、職員にも一部の負担というものを課せるといようなことをしなかったのか、するという反省がなかったのかということも含めてお聞かせをいただきたい。これが専決というものにまず最初はなじむかなじまないか、そういうことを含めてまずご回答いただきたいと、こう思います。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今大澤議員の方からご質問のありましたことにつきましては、お説のとおりでございます。私ども職員の事故防止等につきましては、庁内でも安全運転管理者あるいは管理責任者等で構成する安全委員会というものがありますが、その中でも随時こういったことについての注意は促しております。今回の3月1日、専決処分ということについては、遅いのではないかとということとありますが、1月に発生をいたしまして、3月までかかったということについては、相手方との交渉等が長引いたということに起因するものであります。私どもといたしましては、できるだけ双方の主張といいますか、そういったものについて早急に合意の取りまとめの上、議会の方に速やかに報告したいということについての考えについては前回申し上げたとおりでありますし、今後もそのつもりで対応してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 質問をすると、総務課長は判で押したようにそういう答弁をなさるのですが、私は遅いから、遅過ぎたからということを行っているのではないのです。3月本会議がありましたでしょう。そして、3月の中で常任委員会も所管委員会開かれました。その中で、ではあなたの方からこういう事故がありましたということを所管委員会に報告をありましたか。そして、その所管委員会があり、なおかつ3月本会議があるにもかかわらず、つまびらかに議会に報告をしたいものですから、こういうことになりましたとあなたは言うけれども、3月本会議中にちゃんと今のことは話をしておれば、専決なんていうことをやる必要何もない。こんなことを第一専決ということにすること自体が私は乱用だと、専決というものについての乱用だと、こういうことに私は注意を喚起しておきたいと、こう思うのです。何でもかんでもこういうことをやる。だから、専決というものはそういうところに使うのではないのだと。喫緊

に議会があるなら、議会にやればいい。あなたは、1月に起きたのがその間が2カ月も間があって、それが私はけしからんと言っておるということによっておるかもしれぬ。私はそうではない。それ1年かかってもいいのです。だけれども、こういう事故がありました、したがって3月議会に報告をいたしておきますというなら何にも問題ないです。それをあえて専決処分なんていうものを麗々しくやって、その処分の報告を市長がやるなんていうことは、私はまさに内容からしてもなじまないのではなからうかなと、そういうことを思うものですから、申し上げたのですが、水かけ論になりますが、職員に厳しくこういったことの議会から注意があったということをお伝えいただいて、こういう今度はまた戻りのくるような報告、専決処分をないようにひとつお願いをして、お答えをいただいてもしようがありませんから、お願いをしておきます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵君。

○5番（白杵克身君） 報告第11号 有限会社クリエイトはもちの経営状況ですが、これの利益処分案というのがあります、代表取締役、それから監査役がそれぞれ報告をしておりますよね。この日付が入っていないのでありますが、これは実際になされた後のものか、あるいはこれからのものか。

それと、ほかの法人との関係で、この部分のみが利益処分案が出されておりますが、ほかのものはないというようなことで、この辺の統一性がないのですが、これらについてお伺いをいたしたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を求めます。

川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） ご質問がありました報告第11号 有限会社クリエイトはもちの経営状況についてでございますけれども、利益処分案のところに日付が入っていないということでございまして、ちょっと手元の資料では今確認できないものですから、また後日報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵君。

○5番（白杵克身君） 今資料がないということですので、幾ら言ってもこれは難しいと思いますので、きょうの会議終了までに答弁いただければ結構です。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田君。

○55番（肥田利夫君） 先ほどの大澤議員の質問に関連をしてやります。

専決処分ですが、損害賠償の、総務部長は判で押したようなマニュアルどおりの答弁をしております。これ答弁ではない。言いわけなのです。いいですか。職員のモラルがどうなっておるのか、わかっていますか。庁議でどういうことをやっていますか。私も1回、目に遭っています。南線を両津へ向かっていき

ました。スポーツハウスの入り口という看板があります。あそこから佐渡市という大きな車が飛び出てきました。いいですか。総務部長、あなたの答弁だと、そういうことはないはずです。ここで事故が起きたらどうなりますか。佐渡市の車と議員がやりましたなんていったら大変なことになるでしょう。あなたの答弁は、判で押したような決まり文句。今テレビを見ておっても、どこでも不祥事ばかり、長々と言いわけをして、頭を長く下げておって、それで、はい、終わり。そういうことをやっておったら、いつまでたっても千何百人おる職員のモラルが向上しますか。いいですか。庁議でどういうことをやっていますか。各部局で、ここに並んでおるそれぞれの責任者の方々、どういうふうな通達をし、職員にモラルの向上を図っておりますか。図っておれば、こんなことはないはずなのです。そして、大澤議員も言いました。本人に対するペナルティーが何もないでしょう。公用車を無断で私用に使って壊しても、保険で出るから、いいのです。保険は、だれが掛けているのです。そんなことをしておるから、いつまでたってもだめなのです。

私は、一つ提唱しておきます。自動車には各支所等の配置がしてあるはずでございます。その配置をされた場所を明記してください。佐渡市だけではなくて。赤泊支所であれば、佐渡市の下に赤泊、両津であれば両津、そのことは佐渡市より大きい字で書いてください。看板をかけて走っておる車、その運転手がどういう気持ちでやっているのか、そのことをきちっとやってもらわないと、モラルは向上しません。どういう庁議のやり方をおこなっているのか、その点を含めて説明をお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

大変厳しいご質問でありますし、ご指摘でありますし、私ども決してこれによしというふうには常々考えておるものではありません。庁議等の中でどういう話をおこなっているかということではありますが、先ほど申し上げましたように、安全委員会というものが別にありまして、安全運転管理者、そして各所属のそれぞれの車両の管理者等含めまして、徹底をさせていただいております。既にことしに入りまして2回ほど開催をさせていただきました。また、庁議等の中でも今ほどのご意見等踏まえまして、さらに徹底してまいりたいと思っておりますし、最後に提言のありました所属ということについては、以前も肥田議員の方からそういうご提言がありましたので、真剣に考えてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 総務部長、今安全委員会とか何とかという、私が考えると、またしてもあなたは逃げたなというふうにするのですが、車両の管理者だれです。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） 車両の管理者につきましては、総体的には佐渡市長であります。それぞれ事業所における車両の台数等によりまして、安全運転管理者というものが事業所ごとに定められております。本庁等につきましては、総務部長の職にある者がその安全運転管理者という形になっておりますし、事業所ということになりますので、それぞれの支所のそれぞれの担当課長が安全運転管理者という形になっておるものであります。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） さて、そうなりますと、配属されておる場所が明記されておると、その責任

者のところへペナルティーいきますよ。そういうふうなシステムにすることを要望します。そうしないと、なくなりません。いいですか。そのことだけは、強く要望をしておきます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） ちょっとバックしてしまうのですが、先ほど臼杵議員がクリエイトはもちのことで質問しましたので、その関連でちょっと質問させていただきます。

ここのところに18年度の事業計画が載っています。今回指定管理者制度でこの4月から五十幾つの施設がそれぞれ民間に委託されて、経営がなされているわけなのですが、これ事業計画がすべて出ていて、任せているはずなのです。この監査のところの日付がないというのもあるのですが、事業計画もやはりしっかり見て、本当にそういう計画でできるのかどうかというのを確認されているかどうかというところに疑問を持ちまして、質問するのですが、取り組み事業のふるさと資源活用館、ポアール妹背、私はこのクリエイトはもちが非常に好きで、週に1回とか、温泉の方ですが、週に2回、多いとき3回とか行っているのですが、つい一昨日もここのところの話をしました。ここのところに畜産、酪農の振興、非常に結構なことなのですが、「佐渡（羽茂）牛のステーキをメインとして、佐渡（羽茂）牛の消費拡大」云々と書いてあるのですが、これもう何年も出されていないのです。何でこういう事業計画、多分これオープンの際の事業計画を丸写しで書いていると思うのですが、そういうところをお任せでやるのかということなのです。トップの方がかつて首長だった方でもあるので、そういうのもあるのかと思うのですが、別にできないことをやるのではなくて、例えばここはアユの石焼きとかもやっていますし、いろいろ海の魚も、それから柿とかもあるわけですから、今の現状に合った形の計画で本当にされるのかどうかということもチェックする責任があると思うのです。もし仮に今羽茂牛を出したら、200グラムで8,000円とか1万円取らないととてもできませんから、もう何年も、年に1頭とか2頭しか出ないような、だからほかの指定管理者制度の施設もいろいろ当初の目的と違った形でやられているということが既にあるということも聞いていますので、こういうところの計画もしっかりチェックして、指導するかどうか、そこのところ教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） クリエイトはもちの事業計画についてのご質問についてお答えをいたします。

クリエイトはもちの事業計画につきましては、先ほど議員の方からご指摘のございましたとおり、取り組み事業として温泉保養館、それからふるさと資源活用館、それから森林総合利用休養館ということでございまして、これを軸にして事業を進めているところでございます。ご指摘のありました佐渡（羽茂）牛のステーキをメインとした料理の提供ということでございますけれども、こちらの方もコスト等踏まえながら、そういったメニューが開発できないかどうか、そういったところについても積極的に取り組むということでございまして、その実現可能性については今後ともしっかり見きわめながら事業を行うよう、市としても指導に努めていきたいということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 何か非常に国家公務員的な答弁いただきまして、国会ではないのですが、部長は、よくご存じないと思いますので、早速今週にでもここのレストランに食べに行くなりおふろに入る

なりして、体験もしていただきたいし、その周辺には、こういう形で任せるのであれば、市営の市立の植物園もごさいます。B&Gの海洋センター、テニスコートもあるのでありますが、私はこの一帯すべて一緒になって現在の指定管理者に任す方が非常にいい形に、事実事業計画にもそういうこと書いてありますので、そういうこともぜひ検討して、週末にどうぞぜひハンバーグステーキがおいしいですから、食べに行ってください。

以上です。答弁要りません。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） ちょっと確認しておきたいことがあるのです。私先ほど間違えましたよね、質問を。それで、隣の方に実はおれのところにはそんなものは送られていないのだと言ったら、実はきょうこの机の上に置いてあったのだと、こういうことで、この二つの議案をお見せしますが、報告というところと議案というところを見落とせば全く同じ。何でこんなものが告示と同時に出不されるのかというところにその理由を聞きたい。

それから、これは議会事務局並びに議長にも注意申し上げておきますが、こういうふう当日配付されておるものについては、事前に説明が要るのです。本日、告示に配付された以外に報告書というのが配られておりますので、それを含めてたゞいまから審議に入りますと、こういう説明がなければならぬと思うのです。これはあれとして、行政側に聞きたいのは、中身を見たって、本日配らなければならぬというような内容のものではないです、これは。何でこういうことになるのかということをお答え願いたい。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

このことにつきましては、整理して、議案と報告を整理した方がかえってわかりやすいのかなというふうな考えまして、そうさせていただいたものでありますが、再度この取り扱いについては議会事務局と相談しながら対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 議会の連中はのみ込みが悪いから、議案は告示の日に出すと、きょう報告は当日出すと。これは本当は、議会のことをおもんばかってこうしてくれたようなことを言っておるけれども、これ絶対間違いです。今後注意するという意味のお話ありましたから、これ以上は物を申しませんが、これはご注意ください。たゞこんな薄っぺらなものを何できょうになってから出すのだ。もしこれ事前に出しておれば、白杵君だって事前に皆さんにここの空欄はどうなのだとおっしゃったと思います。そうすれば、本会議がこんなに時間をかけてもめることは私はなかったと思うのです。反省してください。答弁はいいのです。

○議長（梅澤雅廣君） 中川隆一君。

○20番（中川隆一君） 済みません。ちょっと細かいことを言うようなのですが、先ほど村川議員の質問と関連しているのですが、クリエイトはもちの事業計画の中の3、ウッドパレス妹背なのですが、その1行目の後段、「羽茂B&G海洋セン」となっているのです。これ「夕」が抜けていると思うのです。細かいようなのですが、これきちんと事業計画目を通していけば、「夕」が抜けていることなんか簡単にわかると思うので、これはクリエイトはもちさんの方において「夕」を入れた

ものをまたもらって、こっちに回してくれるのかどうかわかりませんが、差しかえを願いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑を終わります。

日程第6 議案第81号から議案第119号まで

○議長（梅澤雅廣君） 日程第6、議案第81号から議案第119号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第81号から本日提案した119号まで、一括してご説明申し上げたいというふうに思います。

議案第81号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について）。本案は、歳入において所得譲与税や地方交付税などの各種譲与税及び交付金の確定に伴う増減並びに除雪費補助の補助金の追加、財政調整基金繰入金の戻し入れをするものであります。また、歳出においては県営中山間地域総合整備事業素浜地区換地清算金の事業費確定により479万4,000円を追加したものであり、既定の予算に歳入歳出それぞれ479万4,000円を追加し、予算総額を499億9,364万3,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、ご承認を求めるところでございます。歳出における目的別の主な構成状況は、農林水産業費が479万4,000円の増、その充当財源としましては地方交付税が1億3,115万4,000円の増、繰入金が2億5,236万円の減、その他となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第82号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例）。本案は、平成18年度の「地方税法の一部を改正する法律」が去る3月31日に法律第7号で公布されたことに伴い、佐渡市税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。今回の改正は、あるべき税制の構築に向けた改革の一環として、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への税源移譲が行われることから、個人市民税の税率の改正、定率減税の廃止及び平成18年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る税負担の調整、たばこ税の税率の引き上げ、さらに市民税の減免事項を加える等、適切な措置を講ずるためのものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。本案は、平成18年度の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び「地方税法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。主な改正内容は、介護給付費の動向を踏まえ、介護納付金に係る賦課限度額の「8万円」を「9万円」に改める改正と平成16年度税制改正における年金課税の見直しによる国民健康保険税の負担が増加する被保険者に対する激変緩和措置等でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第84号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）について）。本案は、平成17年度の老人保健特別会計において、当該年度分の国庫負担金の申請額

に対して交付額が約96%に減額され、歳入予算に不足を生じたことにより、平成18年度予算から繰り上げ充用を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第85号 佐渡市両津健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、旧両津市において民生の向上と福祉の増進に資するため設置されている健康保養センター湯元について、暫定施行となっている両津市健康保養センター設置条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第86号 佐渡市畑野ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、旧畑野町において健康の増進と福祉の向上を図るために設置された丸山ゲートボール場ほか7施設について、暫定施行となっている畑野町ゲートボール場の設置及び管理に関する条例を廃止し、現行の佐渡市畑野ゲートボール場条例に施設を統合するため、条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第87号 佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、高齢者自身の自立と福祉の増進を図る目的で設置されている高齢者共同住宅について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第88号 佐渡市佐渡会館の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、商工観光の振興並びに離島文化の保存、保護等の機能を有する総合的な施設として相川地区に設置されている「佐渡会館」について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第89号 佐渡市海の家さわたの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、海水浴場の利用環境の向上と安全管理を推進する目的で設置されている海の家さわたについて、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第90号 佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、都市と農村の交流を促進し、地域の活性化を図る目的で設置されている「ふすべ村体験学習施設」について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第91号 佐渡市岩の平青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、豊かな自然環境を生かし、青少年の健全育成を推進する目的で設置されている「岩の平青少年旅行村」について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第92号 佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、冬期間における地域住民の健康の増進を図る目的で設置されている「平スキー場」について、引き続き直営施設として管理運営をしていくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第93号 佐渡市南佐渡総合案内所の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、観光産業及び農林水産業の振興並びに市民の福祉の増進を図る目的で設置されている「南佐渡総合案内所」について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第94号 佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、健康の増進と地域の連帯感の醸成に寄与するために設置されている農村公園、農村広場について、引き続き直営施設として管理運営していくために、二つの現行条例及び暫定施行している五つの条例を廃止し、関係24施設を統合した新たな条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第95号 佐渡市林業施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、林業の振興と伝統文化、技術の向上の活動を支え、地域の中核を担う林業施設について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している二つの条例を廃止し、関係6施設を統合した新たな条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第96号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、地域農業、農村の振興に係るコミュニティの場として多様な活動を支え、地域活動の中核を担う地域活性化多目的施設について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している10の条例を廃止し、関係41施設を統合した新たな条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第97号 佐渡市特産品開発加工センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、地域で生産される農林水産物を利用した高付加価値特産品の販売を促進し、農村地域の生産及び社会活動の支援を目的に設置されている特産品開発加工センターについて、引き続き直営施設として管理運営していくために、現行の二つの条例を廃止し、その2施設を統合した新たな条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第98号 佐渡市小木農山漁村活性化施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、都市と農山漁村の交流を深めることにより、農山漁村地域の活性化を目的に設置されている小木農山漁村活性化施設について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第99号 佐渡市真野農業近代化施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、農林業経営の組織化や地域産業の振興を図り、住民の福祉の増進を目的に設置されている農業近代化施設について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第100号 佐渡市新穂複合営農推進センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、農業の複合経営を推進し、高所得、高付加価値型農業を確立することを目的に設置されている複合営農推進センターについて、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第101号 佐渡市稲鯨漁村センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、住民のコミュニティづくりの場として多様な活動を支え、地域活動の中核を担う目的で設置されている稲鯨漁

村センターについて、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第102号 佐渡市佐和田遊漁管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、地域活動活性化の中心施設として「さわたカキまつり」開催や地区の集会等で利用し、さまざまな機会に住民の相互理解をはぐくむ目的で設置されている佐和田遊漁管理センターについて、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第103号 佐渡市両津青年研修所条例を廃止する条例の制定について。本案は、農林漁業の生産力の改善、向上及び経営安定化に必要な知識、技能を習得するための研修所として佐渡市下横山地内に昭和36年3月に建設された佐渡市両津青年研修所について、壁の一部が崩落するなど老朽化が著しく、市民が利用するには支障があることから、施設の用途を廃止するため、条例の廃止をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第104号 佐和田町福祉センター喜楽荘の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、旧佐和田町において健康増進、高齢者及び障害者福祉の向上等に資するため設置された福祉センター喜楽荘について、建築後33年余り経過し、浴室等も利用されていない状況で、市民が利用するには支障もあることから、施設の用途を廃止し、佐和田町福祉センター喜楽荘の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第105号 相川町築いそ設置条例等を廃止する条例の制定について。本案は、公の施設としての位置づけで管理を行ってきた施設、設備について、その管理形態を見直したことにより、暫定施行している9施設の条例を廃止するものであります。その主な理由として、住民の利用に供することを目的としない施設、また施設としてではなく、一般的な財産として管理すべきもの、あるいは従来用途を廃止して、貸し付けを行う施設等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第106号及び議案第107号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第106号 佐渡市新潟県佐渡スポーツハウス管理条例の制定について、議案第107号 新潟県佐渡スポーツハウスの管理及び運営に関する事務の受託について、以上2議案は新潟県が設置している新潟県佐渡スポーツハウスについて、地方自治法第252条の14の規定により、佐渡市が平成18年9月1日から新潟県佐渡スポーツハウスの管理及び運営に関する事務を受託するため、必要な管理条例の制定並びに委託規約を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第108号及び議案第109号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第108号 新たに生じた土地の確認について（浦川地内）、議案第109号 字の変更について（浦川地内）、以上2議案は佐渡市が浦川漁港内において漁港改修事業及び漁港漁村総合整備事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得た土地の内側の土地の国有海浜地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地の確認並びに地方自治法第260条第1項の規定による字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第110号及び議案第111号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第

110号 新たに生じた土地の確認について（鷺崎地内）、議案第111号 字の変更について（鷺崎地内）、以上2議案は新潟県が鷺崎漁港内において漁港改築事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地の確認並びに地方自治法第260条第1項の規定による字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第112号及び議案第113号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第112号 新たに生じた土地の確認について（鷺崎地内）、議案第113号 字の変更について（鷺崎地内）、以上2議案は新潟県が鷺崎漁港内において漁港修築事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得た土地の内側の土地の国有海浜地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地の確認並びに地方自治法第260条第1項の規定による字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第114号及び議案第115号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第114号 新たに生じた土地の確認について（両尾地内）、議案第115号 字の変更について（両尾地内）、以上2議案は新潟県が道路改築事業により施行した道路施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地の確認並びに地方自治法第260条第1項の規定による字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第116号 財産の取得について。本案は、特別養護老人ホームの待機者数が400人を超えており、早急に施設整備を実施して待機者の解消を図るため、特別養護老人ホーム整備事業の用地を取得するため、新穂瓜生屋地内の面積5,769平方メートルについて、財産の取得をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第117号 小型動力ポンプ付水槽車（B-3級）購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防施設整備計画に基づき、現在建設中の海府分遣所及び前浜分遣所に配備予定の小型動力ポンプつき水槽車2台の購入契約について、5月16日に指名競争入札を実施し、仮契約を終えましたので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第118号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億5,737万4,000円を追加し、予算総額を460億1,737万4,000円とするものであります。主な内容について申し上げますと、まず最終処分場のダイオキシン類対策のための経費として2,020万3,000円を予算計上するものでありますし、佐和田中学校等の各公共施設のアスベスト除去工事に2,400万円をあわせて予算計上するものであります。このほか、コミュニティ助成事業としてお祭り用品の整備する団体等への補助金に2,470万円、佐渡観光協会観光案内所設置工事の負担金として1,079万円をそれぞれ予算計上する等のものでございます。その充当財源といたしましては、地方交付税が9,689万9,000円の増、諸収入が3,680万8,000円の増、市債が1,310万円の増、県支出金が482万1,000円の増、使用料及び手数料が463万8,000円の増、国庫支出金が110万8,000円の増となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第119号 平成18年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）の承認を求めることについて。本案は、平成18年度公営企業借換債の借り入れによるものであり、資本金収入及び支出の予定額をそれぞれ3,630万円増額し、収入総額12億5,975万1,000円、支出総額20億1,193万4,000円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第81号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について）の質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） それでは、さっきちょっと質疑を始めておりますので、その分を割愛しながら、ずばりお尋ねをしていきます。

ページで申し上げますと、12ページでまずお聞きをいたします。今回財政調整基金から金を繰り入れる。17億3,690万ぐらいあるのですが、そのうち2億5,236万円を戻すと、こういうことです。ちなみに、交付税、譲与税をちょっと当たってみますと、2億815万8,000円ぐらいふえてきておりますね。だから、これを主たる財源として処理したものだろうというふうに思うのですが、そこで交付税とか譲与税というのが当初見込んだような数字で入ってきて、決算が結べるのかどうか、それが1点です。

次に、10ページ、11ページでお尋ねいたしますが、利子割交付金というのが1,567万7,000円、これが減額でございます。それから、ゴルフ場利用税交付金、これも99万4,000円ぐらい減っておるわけです。これは、減るべくしておる税目かなと、歳入項目かなというふうには思いますが、これを財政当局はどういうふうに分けておるのか、お尋ねいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

地方譲与税につきましては、17年度に見直しした財政計画よりも若干多目の金額になっておりますし、利子割交付金については金利の低下等により満期になるお金が少なかったというようなことで、財政計画よりは見込みが当初の見込みよりは少なくなっております。あと、ゴルフ場については利用客が少なかったというようなことで、財政計画よりは少なくなっております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 17億3,690万ぐらいの財政調整基金からの繰り入れが予定されておったが、2億5,236万円を戻すと、ということだから、その戻す率というのは大したものではないが、この結果、これは17年度でございますから、18年度でまた取り崩しておるわけですが、そこで現在の財調の基金残高は幾らになったのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

この10号の専決処分をいたしまして、17年度末現在におきまして34億余りの財政調整基金の残高になります。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第81号についての質疑を終結します。

議案第82号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第82号についての質疑を終結いたします。

議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第83号についての質疑を終結いたします。

議案第84号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第84号についての質疑を終結します。

議案第85号 佐渡市両津健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第85号についての質疑を終結します。

議案第86号 佐渡市畑野ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。
猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） ここで聞きいたしますけれども、ゲートボール場は市で今後管理しなければならないのはこれだけなのかどうなのか。同じことが、時間の関係で、ありますが、94号の農村公園、それから活性化センター、これはすべて今後佐渡市がこの種類のもの運営していくものを今回出しているのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

社会福祉課関係ではすべてでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） あとは項目が違うので、お答えができなければいいですが、基本的な考え方を聞きたいのです。というのは、組織改革も行われて、一括管理するという事になっておりますが、福祉何とか課ではなくて、ゲートボールというのは全島にあるわけですが、これをなぜ畑野だけ市が管理するのか。私の地域では自分のところで管理している。こういうものは、本来地域に払い下げる、この後の公園もそう。すべてそういうことを前提にしてやることになっていると、私は行革委員会のいろんな議論の中から

そういう認識でありますけれども、なぜここで暫定で持って行って、最終的にこういうものをどうするところか、出さなくて、何で急いでこの時点で出すのか、その根拠をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

この畑野地区のケースでございますが……

〔「畑野地区じゃなくて、全島に絡めて」と呼ぶ者あり〕

○福祉保健部長（末武正義君） 43ページの資料でございますと、一番上のゲートボール場に、これが直営条例でなされているものでございまして、以下8ゲートボール場は暫定条例でということで今回一本化して、条例改正をしたいということでございますが、今後地元に移管するような形で協議してまいりたいと思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） これ所管がどこになるかわかりませんが、ここで長く時間はとりませんが、基本的に考え方、私が質問したいことと答弁がずれがあります。私が聞きたいのは、この条例がどうということではなくて、このゲートボール場というのは全島にいっぱいある。これを今後佐渡市としてはどう管理していくのか、どう払い下げていくのかの中の一貫した中でこの部分が出されているのかどうか。だから、うちの所管のゲートボールはこれだけですと、そんなことではもうだめなのだ。公園というのは、だからこの前の行革委員会でも出たとおり、いろんな所管の中の公園がある。これをどう管理するかというふうなことの議論の中で今回の行革の部長制が引かれたわけですから、これは厚生委員会だそうなので、これほかの地区でも、旧畑野町以外でもこういうものがあるのかなのか、その中でなぜ畑野だけが今回出されたのか、なぜ急ぐのか。そこのところは私答弁要りませんが、委員会で十分審査して、後刻報告願いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第86号についての質疑を終結いたします。

議案第87号 佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第87号についての質疑を終結いたします。

議案第88号 佐渡市佐渡会館の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） これは、もう市長の耳にも目にも先般ご案内どおり届いておると思うのですが、新潟日報が取り上げまして、俗称おけさ会館というのですか、この今後についてどうするのかというテーマがあらうかと思えます。相川町は、この18日でしたか、何か有識者並びに有力者が集まって検討会を持つやに新聞紙上では載っておりましたが、今の市長の説明ですとアスベストの除去をして、あの施設を現状のまま、除去した後に現状のまま、漏水があればそれを直すのかどうか別にして、使いたいような条例であらうかと、こう認識しておるのですが、そこらの点についての市長のお考えを確認させていただきたいと、こう思います。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えします。

この件につきましては、昨年アスベストが見つかって問題になったわけなのですが、早速検討会を5月に立ち上げまして、支所と本庁で立ち上げまして、ただ今回指定管理者制度、直営になるかどうかの問題については、9月に直営か、あるいは指定管理かの決断の時期が迫っておりますので、当面直営にしておいて、新たに佐渡会館については検討する、新設も含めて検討しようということで今準備をしているところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 一般質問でも私はお願いしておるので、深追いはしませんが、当然相川の小杉さんあたりから大きな声で出てくるかと思ったのですが、私の方がちょっとタッチの差で手挙げるの早かったものですから、あえて市長に確認したというのは、新設を含めて、あるいは管理運営方法を含めて今後検討いたすと、こういうご発言のようですが、非常に含みのある、希望の持てる、そういうご発言のようですが、この施設を本当にやりかえて新しい施設にしようと、こういうお考えですか。私は、観光立島をうたっておるので、おけさの拠点会場がなくなるというようなことで、これはぜひ旅館組合がどう言おうと言うまいと、つくってもらいたいというのが相川町民の願いかと、私はこう思うのですが、市長、前向きに施設を新しく検討するという、市長の今のお言葉の中にそういう余韻を含めて期待してもいいと、こういう受けとめ方でよろしゅうございますか。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 検討委員会の議論に任せたいと思いますが、いずれにしても相川は観光の佐渡における一つの中心でもありますので、慎重に考えながらやっていきたいと思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 隣に特別委員長をやった近藤さんがおって、事業計画に入っておるのだと、こう言いますが、私はしかし今ここへ来ると、市長の思いは大幅に見直しをしなければならぬという気持ちが一番頭にあるのではなかろうかと。そうした場合に、我々が上げてやった計画というものもローリングするというような可能性も私はあるということを含めながら、しかしせつな的に地域の希望は高まる一方だと。この18日に代表者会議を組織して、市長に強力ないわゆるご支援をお願いするというようなことを聞いておるものですから、改めて聞いたわけですが、しかしこれからは合特債を含めて、さらなる見直しあるいはローリングのし直しというようなことが出てこようかと思うのですが、なるべくしかし佐渡の代名詞になるような施設、そしてたくさん利用できる、あるいは費用対効果が見込めるというようなものには私は前向きに検討していただきたいと、こう思いますので、市長が前向きに検討してくださるようなお話でございますので、こちら辺でおきますが、ぜひひとつお願いと質問にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第88号についての質疑を終結いたします。

議案第89号 佐渡市海の家さわたの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第89号についての質疑を終結いたします。

議案第90号 佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第90号についての質疑を終結いたします。

議案第91号 佐渡市岩の平青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第91号についての質疑を終結いたします。

議案第92号 佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第92号についての質疑を終結いたします。

議案第93号 佐渡市南佐渡総合案内所の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第93号についての質疑を終結いたします。

議案第94号 佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議案第95号 佐渡市林業施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

議案第96号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

議案第97号 佐渡市特産品開発加工センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第97号についての質疑を終結いたします。

議案第98号 佐渡市小木農山漁村活性化施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 佐渡市真野農業近代化施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第99号についての質疑を終結いたします。

議案第100号 佐渡市新穂複合営農推進センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第100号についての質疑を終結いたします。

議案第101号 佐渡市稲鯨漁村センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第101号についての質疑を終結いたします。

議案第102号 佐渡市佐和田遊漁管理センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第102号についての質疑を終結いたします。

議案第103号 佐渡市両津青年研修所条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

議案第104号 佐和田町福祉センター喜楽荘の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結いたします。

議案第105号 相川町築いそ設置条例等を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結いたします。

議案第106号 佐渡市新潟県佐渡スポーツハウス管理条例の制定について並びに議案第107号 新潟県佐渡スポーツハウスの管理及び運営に関する事務の受託については関連がありますので、一括して質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 中身はわかるのですけれども、そこで今まで新潟県が運営をしておいた関係のスポーツ施設を今度は佐渡市が受託をしてやろうと、こういうことです。それで、これは後にも出てくるのですが、18年度補正予算の第1号の11ページ、ここを見てまいりますと、条例がまだどうなるかわからぬのに、お金の計算だけはもうこっちでやっておるのです。やってはならぬとは言いませんが、通るものだろうと思ってやっているのだらうと思うのですが、11ページの6、保健体育使用料463万8,000円、これスポーツハウスを利用する人から使用料を取るお金でございますわな。それから、その下の保健体育費委託金というのが同じ金額である。これは減額をすると、こういうことです。そこで、内容はわかっておるのですが、これかなり県も苦勞しながら維持をしておるといふ代物と言ったらおかしいけれども、施設でございますが、これによって佐渡市はこれを委託管理をします。受託をして、この事業を進めると、財政的にはどういうふうになるというふうにご覧の方は分析しておるのですか、お聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） それでは、お答えをいたします。

今までの17年度までの実績でございますが、一般財源、約3,000万、約3,100万近く持ち出しておるわけでありましてけれども、今回この委託を受けてということで、今予定しておりますが、市が受けた場合500万ぐらいは余計必要になるだろうという見込みであります。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 500万くらいということになるわけですが、それではちょっとお聞きしたいのですが、かなり内容としては実績を上げておるのです。指導員や何かが市役所の職員よりは頑張っている。その仕事ぶりは、市役所の職員が見習わねばならない。見習わねばならないということと、ここに働いておる諸君というのは変な形で宙ぶらりんみたいな身分なのです。だから、これ佐渡市の職員が見習うように、この連中の努力というものも私は処遇してやらねばならないのだろうなというような気もするのです。その点について、担当は教育委員会ですが、教育委員会はどのように考えておりますか。一生懸命働いて、お客さんもいっぱい集めて指導もうまくやって、大変喜ばれておる部門なのですよね。これについて、教育委員会としては、今私の質問の趣旨でどうお考えですか。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） お答えをいたします。

議員のご質問のとおりでございますが、確かに身分が安定しておるというものではございません。一生懸命やっておりますので、できればきちんとした位置づけを与えてやりたいというのが私どもの思いであります。

それから、先ほどの議員の質問で私ちょっと舌足らずのところがありました。佐渡市が受けた場合、

3年間は県が財政的な部分を見てくれるという部分がございましたので、約3,500万の500万ぐらい多くということでございました。しかしながら、その部分は3年間でございますので、それを過ぎますと3年後の500万以上に、2,000万ぐらいは余分に全部佐渡市が賄うということになるものですから、そういう部分では21年度ごろからそれがふえてくるということでございます。ご理解のほどお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） これ官官指定管理者というやつなのですよね。県が佐渡市に委託をするというやつ。そういう意味では、ちょっと変わったあれなのです。入札制度のないやつなのです、これは。そこで、こういうものについては財政計画というものを示して、県に対して、3年と言わずに5年面倒を見ろとか、もっと委託料を上げると、こっちは受託料を上げてよこせと、県は委託料をもっとふやせという交渉を私はやるべきではないかと思うのです。県が事情があって撤退して、佐渡市に面倒を見てくれというのだから、それは佐渡市としては私は見て、そして温水プールなど非常に皆さん方から喜ばれておるわけですから、それはそれで私は維持するべきだろう。しかし、財政的な話し合いは、これ随契でございまして、もうきちとこっちの方からこちらの意見を申し上げて、県にもっとよこせという話是可以ののではないかというふうに思っておるのですが、この点いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） では、お答えします。

今ほどの議員のご意見、県がこっちよこすのだから、もう少し委託料を増額するように要求せよと、それができるのではないかという、こういうご質問でございました。今まで私ども何もなしのところから交渉をさせてもらってきております。やっとこの辺のところということで引き受けざるを得なかった部分でございすけれども、この後お互いに協議するという部分がまだ大きな災害等あった場合には協議をするという部分も残っておりますので、そのときには県にお願いをしていかなければならぬと、このように思っております。現在のところ、受けるについては当年度予算で県が考えられる今の修繕等はかなりやっていただいてということで受けるということになっておりますけれども、私どもが今聞かされておりますのは、かなり交渉の末、ここまで来たということでご理解をいただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 加賀議員、3回終わりました。

金田淳一君。

○9番（金田淳一君） この施設には、補修をしなければならない部分があるというふうに聞いておりますが、それは万全な状態で受託することになっておるのですか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） お答えします。

現在考えられるものは、県にすべてお願いしております。ただ、施設内にある管理棟の部分で若干処分をしなければならぬ部分、この辺については今交渉中でございまして、できるだけ県から処分してもらいたいと、こういうスタンスで考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 金田君。

○9番（金田淳一君） スポーツハウスは、温水プール、それから体育館もございすが、体育館の方で一

部雨漏り等があるというふう聞いておりますが、その辺のところの補修はできておるのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） お答えします。

ご指摘の体育館の雨漏り、これも県が修繕を行うという部分に含まれております。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第106号及び第107号についての質疑を終結いたします。

ここで昼食休憩といたします。

午後 0時14分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

申し合わせ事項では議場内は正装ということになっておりますが、大分議場内が暑くなってきておりますので、上着の着用はご希望の方はなしで結構でございますので、申し上げておきます。

発言の訂正

○議長（梅澤雅廣君） 一つおわびを申し上げます。

午前中の各常任委員会の正副委員長の指名報告の私の発言中、建設文教常任委員長のお名前を「臼木マサル」と言うべきところを間違えまして、「臼木マモル」と言い違えてしまいました。ここにおわびを申し上げ、訂正をさせていただきます。（当該箇所訂正済み）

○議長（梅澤雅廣君） 議案第108号 新たに生じた土地の確認について（浦川地内）について及び議案第109号 字の変更について（浦川地内）、両案は関連がありますので、第108号、第109号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第108号及び第109号の質疑を終結いたします。

議案第110号 新たに生じた土地の確認について（鷺崎地内）及び議案第111号 字の変更について（鷺崎地内）、両議案は関連がありますので、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第110号、議案第111号についての質疑を終結いたします。

議案第112号 新たに生じた土地の確認について（鷺崎地内）及び議案第113号 字の変更について（鷺崎地内）、両案は関連がありますので、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第112号及び議案第113号についての質疑を終結いたします。

議案第114号 新たに生じた土地の確認について（両尾地内）及び議案第115号 字の変更について（両尾地内）については関連がございますので、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） なしと認めます。

議案第114号及び議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 財産の取得についての質疑を許します。

白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 3筆ほど地目同じでございしますが、339番の2、1,901平米で取得価格が1,650万と、それから一番最後の341の1が1,932平米で1,508万8,920円ということで、面積が少ないのに金額が高くなっております。それから、参考資料としていただきました地番の図面を見ますと、341の1がちょうどトキっ子保育園の庭のすぐそばですね。この価格が一律でないということなのですが、この三つほとんど遜色ない単価かなと思われませんが、その辺の事情をお聞きしたいのと、隣接するトキっ子保育園、まだ建設されてからそんなに時間たっていないかと思いますが、そのときの取得価格と今回の取得価格が同じかどうか、その辺についてお聞きします。

○議長（梅澤雅廣君） 末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えします。

まず、トキっ子保育園と同額でございまして、トキっ子保育園につきましては平成12年の購入となっております。

図面を見ていただきますと、トキっ子保育園に近い田んぼについては3名の共有になってございしますが、下の2枚につきましては同じ所有者の方でございします。それで、譲渡所得税の特別控除の額を超えるものですから、その辺のところを参酌しまして、下の2枚の方が単価が高くなっているというような形になってございします。

以上でございします。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 事情はわかりましたのですけれども、そうすると面積が多い割にも安いという価格の方は所有者とはもう了解のもとということになるわけですね。わかりました。

終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 私電卓持っていないのですが、計算をいたしますと平均して、4,800万を割り返しますと田んぼが坪7,700円ぐらい、680円ぐらい、1反歩830万ぐらいになるかと思うのですが、私の計算間違っていますか、どうですか。1点と、事前に建設課長をお願いしておいたのですけれども、この後補正予算のところで債務負担行為で出てきます、同じようなところの350号線に近い下横山の田んぼの1反歩当たりの価格は幾らか、その二つについてお聞かせ願います。

○議長（梅澤雅廣君） 末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

平均すれば、議員計算のとおりでございします。

○議長（梅澤雅廣君） 渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺正人君） お答えいたします。

平成17年度購入した土地でございますが、1反歩120万でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 一体これはどういうことなのか。350号線に近い、どちらかという一番高いところの田んぼが120万、悪いですが、南線から入ったところが800万、これでは市民が怒ります。きょうは、農業委員会の事務局長来ておるかどうかわかりませんが、一般的に今田んぼは安くなって、50万から70万というふうには聞いておりますけれども、これは末武部長は新穂の出身で、トキっ子のときもこのようなことでやったと言いますが、そのときは新穂村です。今佐渡市です。新穂村のときは、新穂の村民が税金を払って、これはいいと思って買うから、いいけれども、佐渡市になったら新穂の村民も両津市民も佐和田の町民もないわけです。これが一つの例になって、場合によれば佐渡市は田んぼを10倍以上の値段で買ってくれるということが市民が思ったら、今後土地の取用はなかなか難しいと私は思いますけれども、これの反800万で買う金額の根拠はどこにあるのか、明確に教えていただきたいと思えます。

○議長（梅澤雅廣君） 末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） 調査も行ってありますし、近傍類似にそういう事例があれば、調査結果もほぼそういうような形で出てきておるようでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 今の答弁の内容がちょっと私には理解しにくいのですが、この後はこれ厚生委員会にかかると思いますが、佐渡市民がこういうふうなことを果たして認めるかどうか。新穂村の平成12年は、それは新穂村のご判断でよかったけれども、今度は佐渡市になって、しかも合併時に予想された財政575億はどんどん、どんどん下がってきていると、こういう時期にこのようなところであえて今養護老人ホームを建てるのが適当かどうか、このことも含めてぜひ所管の厚生委員会では議論していただいて、また教えていただきたいと思えます。答弁は要りません。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） これは、このまま認めてしまうと、買ってしまうという話になってしまう。

そこで、金額のこともさることながら、近く老健施設の土地を買うことになっている。平成18年の10月までに決着つけるということになっておるが、10月といたらもう間もなくなるので、だんだん瀬踏みしておるだろう。それは一体幾らになる。これは、もともとの計画でいうと、市長、よく聞いておいてください。新市建設計画の旧両津市の目玉商品というのは、特養と老健をセットでつくると。私どもは、予定用地はいろいろ持っておるのです。ところが、県が銭がないから、私ども余り推薦はできぬけれども、環境上推薦はできぬけれども、県が持っておる旧県立両津高校水産科の跡を買いたいと、こう言っておる。いずれにしても、この特養とほぼ時期を同じくして、今年10月までに老健の土地を買うのです。これは、まず両高水産科跡ということになれば、まず土地造成は要らないのです。用地造成は。これは田んぼでございます。これに一体物を建てるような土地造成をしたら、造成費が幾らかかるといふふうに試算しておるのか。単に田んぼ1反歩幾らということだけでは、これは取得できないのであって、最終的には造成費を含めて面積当たり幾らになるかという計算がなされておらなければならない。余りにもかけ離れた数字だということでは実は驚いておるわけですが、その辺の試算はされておるのかどうか。そうすると、1反歩当たりでもどうでもいいですが、300坪でもどっちでもいいですが、一体幾らぐらいになるというふうには予

想しておるのか、まずそれをお答えください。

○議長（梅澤雅廣君） 藤井高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（藤井武雄君） 今のご質問にお答えします。

今手元に詳細な資料を持ってきていないのですが、当時両津市のときに県との話し合いの流れの中で想定された金額ですが、面積はちょっと今記憶してございませんけれども、おおむね1億3,000万ぐらいの金額が県の方と話の流れの中で数字として示されておりました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） 新穂の方でございますが、土地造成工事費としまして当初予算に1,900万の計上させていただいております。

〔「それを加えると幾らになるかと聞いておるんだ。おれに電卓たたけというのか」と呼ぶ者あり〕

○福祉保健部長（末武正義君） お答えします。

8,390円前後になります、平米。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 市長、よく聞いてください。高いでしょう、あなた。新市建設計画、銭がなくてやれぬでしょう。この間4割削減で地域審議会にお話をした。私の試算だと、できるのが4割なのです。できないのが6割なのです。そうなるのです。そのくらいお金がないのです。しかし、これはどういう経緯でここへいったか知らぬけれども、こんな高いお金では恐らく議会は承知せぬだろうと思います。これは質疑でございますので、これ以上は申し上げませんが、これは重要なことで、市長は決裁しておると思うのです。市長決裁して、どういうふうに感じましたか。これは妥当な金額だと思ったのか、いや、これはちょっと高いのではないかというふうに考えて、内部検討したのか。助役が2人もおって、きっといい知恵出したと思うのだが、助役2人、それから市長等もこれは決裁した内容だと思えます。これきちっとちょっと答弁してください。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当初からちょっと高いのではないかということで、最初に助役が差し戻し、2回目は私が差し戻して、両方とも2人で土地探しに行きました。ただ、そのころは各地域の投資バランスといたしますか、事業のバランスをある程度とろうという時期でもありましたので、何とか新穂の中で探そうということで、一部市が所有している土地もありまして、買い増しもするというふうな交渉もしたのですが、なかなか行き詰まりまして、場所として今の場所はそういう意味で利用しやすい場所であろうということになって、結果としてここに、結構時間かかったのですが、ここに至った経緯でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第116号についての質疑を終結いたします。

議案第117号 小型動力ポンプ付水槽車（B-3級）購入契約の締結についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 所管にかかわるものですから、少し遠慮しようかと思ったのですが、お聞かせをいただきたいのですが、消防長さん、これも入札結果が出ております。そして、4社で競争入札をやった

と、こういうことでありますが、あなた方の事業予定価格は2,780万8,600円、これ消費税を含んでおらぬ数字であります、ところが長野ポンプが落札しておりますが、予定価格より若干ということになるのでしようけれども、上回った数字で落としておると。これは、入札のとりたいということの経過でありますから、そのことについてはやゆするものではありませんが、この入札にあなた方が公募で指名して入れた業者の中に日本ドライケミカル、これ4,000万です。落札者と1,375万も数字が違うような、そういう業者をこういう競争入札の中に入れるということは、私はこの日本ドライケミカルはとるつもりはなく、数字合わせに出たのだかなという気持ちでおりますけれども、こういう一千何百万も違うようなふまじめな業者を入札に入れるというものはいかがかなと、実はこう思っておるのですが、あなたはこれを見て、これは妥当な入札表示の数字であると、こう思われますか、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺与四夫君） お答えいたします。

大澤議員の言われるとおり、ドライケミカルが4,000万、1,200万相当の違いがございます。小型動力ポンプつき水槽車、2.5トンの水を積むわけですが、定価ベースで4,000万強でございます。この予定価格については、本当に厳しい予定価格だったかと思えます。予算の問題もありまして、こういう予定価格になりました。大体定価から30%ぐらいの落ちの予定価格でございました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 消防長、私の言っておることに答えいただいておらぬのですが、私は長野ポンプがとったことをどうこう言っておるのではないのです。それは、予定価格とあなたが言うとおりにわずかな違いですけれども、あなたが公募で入れた4業者の中で、恐らくこれは日本機械と長野ポンプがもうとりたくて、お互いにしのぎを削ったのだと思うのです。あとの上のモリタ東京というのと日本ドライケミカルというのは、これは恐らくとる気持ちはなかったのではないかと思うのですが、数字の数合わせだったのだと思うのですが、その中で日本ドライケミカルなんていうのは4,000万というような入札価格を書いてきておる。こういった業者がまじめに入札をやったしのぎを削ったということには私はならぬと思うのです。では、これ落札率は幾らですか。長野がとった落札率は。これとて、これは素人見で言わせると、これ談合です。談合価格です。95%以上あるいは97%以上なんていうのは、これは大変失礼ですが、証拠もなく物を申し上げて私もいかぬと思いますけれども、現場から漏れたか、これ事業をあれした係から漏れたか、そういうことない限り、95%や7%の落札率なんての、これはもうすべて価格が漏れいしておると、あるいは談合だとこれは言われておるのです、公取から。だから、私はそのことをあえて長野ポンプをどうこうということはあなたを責めるつもりはないのです。ところが、日本ドライケミカルなんていうの、こんなふざけた数字を書くようなものを入れてきて、そして入札をやりましたというのは、これはやっぱり少し厳しさが入札に関して全体的な見地からして足りないのではなかろうかなということを申し上げるのです。かつてイントラネットの入札のときに非常にふざけた入札価格を書いて、大変なおしかりを議会に受けた経験も市長はしておると思うのですが、これだってあなた方の予定価格と一千何百万も違うような数字をこうやって平気で出して、入札に入っているのです。今から言っただけしようがありませんが、では次回はこういうことがあるかどうか別にして、もしあったとしたらこういったおおよそ相場

から離れたような入札価格を書いてくるような、私に言わせればふまじめな業者は入札に入れないと、こういうようなお考えをお持ちになるかどうか。消防長、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺与四夫君） お答えいたします。

今回は、今までの実績等を考えて、4社の競争入札いたしました。これからはよく精査いたしまして、指名競争入札を行いたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

稲辺君。

○8番（稲辺茂樹君） では、全体的にボリュームが少ない補正予算の中で幾つか質疑をさせていただきます。

まず最初に、13ページ、2款1項6目、特区・地域再生事業の中で予算361万円を補正計上されておりますが、この中で250万円計上されている地域再生計画構想図作成委託料250万というのがございます。先般の当初予算の中で地域再生計画の検討委員の予算を議会で認めたと思いますが、この検討委員会は開催されているのか、その状況についてまずお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、19ページの7款1項2目商工振興費の中で共同調査研究事業というのがございます。これは、総額718万9,000円の補正計上で、そのうち600万円の共同調査研究負担金という佐渡市からの一般財源の拠出金が見られておりますが、この共同調査研究事業の大きな趣旨と目的、そしてその手法についてまずお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、20ページの10款5項7目文化財保護費150万2,000円の計上がございます。これの対象は何か。そして、佐渡市における指定文化財の総数は幾つになっているのか。そして、文化財における文化財を指定するに当たり、その基準は合併後統一されたものになっているのか、そういった観点からまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

特区・地域再生事業360万のうち、地域再生構想図作成が250万かかっているという中身でございますが、これにつきましてはことし地域再生の申請をしたいというつもりでおります。それにつきましては、諸所のいろんな図面をかかなくてはいけないということがありますので、この分を委託に出したいという中身でございます。

それから、先ほどのその前段の検討委員会でございますが、今事務局でいろんなことをやりたいということで検討しておる最中でございますが、委員会自体はまだ開いておりません。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えいたします。

お尋ねのありました共同調査事業でございますけれども、本調査は財団法人地方自治研究機構と佐渡市

が共同で行う事業でございまして、事業総額が1,500万、うち600万を佐渡市が負担するということになってございます。島内の企業の産業構造の実態、それから経営者のニーズ、そういったものを把握するということが主たる目的でございまして、そういったことによって島内外の事業者の実状を把握して、事業者同士の連携の可能性ですとか、それから新規企業、企業進出における課題の分析を行う、そういったことを通しまして地域産業の活性化に役立てていきたいということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） それでは、お答え申し上げます。

文化財管理費の修繕費の関係でございしますが、これは現在国道350号線の大須地内に文化財の関係の看板を出してあったものが交通事故で壊されました。これの部分を補修するものでございます。修繕するものですが、これはいわゆる原因者負担で、向こうから全部いただくというものでございます。それから、これ事故は4月5日に起きておるわけですが、そういうことで保険で向こうが出すというものの内容でございます。

それから、指定文化財は幾つあるかと、こういうご質問と市になって基準はきちっとできたかと、こういうご質問でございしますが、今私も不勉強で、确实なところは覚えておりませんが、220、おおむねそのくらいだったと記憶しております。

それから、指定の基準については、指定については旧市町村のものをすべて認めるということできておりますけれども、基準はそれに合わせて現在鋭意整理して、作成の段階でございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 今3点について質疑をさせていただいておりますが、この3点というのは本質的に佐渡市の、佐渡の再生に当たって大変重要なキーワードというか、深い関連があるのではないかというふうに考えまして、質疑をさせていただいております。

まず、最初の地域再生事業に当たり、この地域再生事業は総務省が今までの縦割り行政を廃し、総括的に地域の再生を図るためにつくられた地域再生法に基づいてこれは実施されていくのだろうというふうに理解されると思ひまして、合併後の佐渡市にとっては重要な施策の一つではないかという位置づけであるというふうに認識しております。その中で、佐渡市は市長の施政方針の中にもありましたし、12月の私の一般質問の中で市長は何度も循環型社会の構築だというようなご答弁をいただいております。我々にとって地域の再生というものは、基本的に経済の再生についても重要な政策が必要ではないかというふうに理解し、そして交付税、佐渡市の財源が縮小する中で、財源確保のためには民間の地域経済を活性化させる、これが第一優先ではないかというふうに考えております。その中で、佐渡市は以前からこの地域再生計画について民間からの公募の窓口を開き、募集をしていたところだと理解しておりますが、それについて何らかの民間からの提言、申請なりというものがあったのかどうか。これは、地域の再生に当たっては民間企業との協働事業が一番最重要だというふうに理解するところから、この質疑をさせていただきます。

続きまして、19ページの商工振興費の調査事業、目的は佐渡市の、佐渡の産業の構造について調査し、その再生の糸口を図りたいというようなご答弁をいただきました。今まで佐渡が合併する前に佐渡の産業再生について、地域再生について議論に議論を重ね、ある程度の方向性は見えてきたのではないかというの

が私の一つの考え方。これは、実際に佐渡においては佐渡以外の外貨を稼いでいく、勝ち取るものが佐渡の内需の拡大につながり、活性化につながっていく、それが一番大きな方策であるというのは佐渡市全体の方々の大きな理解のもとだと。その中で重要になってくるのは、佐渡市の産業構造の中で産業連関、いわゆる風が吹けばおけ屋がもうかる、この構造がどういうふうになっているかということ調査し、そこに課題と解決策を見出すことが重要だというふうに考えますが、その辺について、今回の共同調査事業の中でそういうものは盛り込まれていくのかどうか、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

続きまして、20ページの文化財管理費、これはたまたま交通事故における看板の修繕費だというようなご答弁でしたが、では一つだけお伺いしますが、佐渡市の地域再生においては、これ総務省も提言しておりますが、地域の資源をフルに活用し、それを生かし切ったところに地域の再生、オンリーワンの地域再生、地域のあり方が見えてくるというような提言の中で、佐渡市には全国にまれに見るぐらい重要な歴史的建造物を所有しているところだというふうに、全国的にも評価の高いところであるというふうに思います。その中で、今後佐渡市は世界文化遺産登録へ試みようという動きが力強く行われている中で、この佐渡市自体が佐渡市の持つ指定されていない文化財、そういう歴史的建造物、価値のあるものを保全するという形は早く手がけていく。そこに価値を認識することによって、周辺の整備をし、佐渡の価値を高めていくことが地域再生に大きくつながっていくのではないかというふうに思いますが、その辺について今後文化財に対する考え方、そういうものについてももう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

地域再生につきましては、今ほど稲辺議員の方がお話をしてくれましたとおりの中身でございます。これは、平成17年から23年までという間にやらなくてはいけないという仕事になっておりますし、いかにこの法律によって地域が盛り上がるかというのがこの仕事の中身だということを我々も理解しております。ことしは、4月1日に特区・地域再生対策室というのを設けていただきました。そのおかげもあるせいだと思うのですが、いろんな方面から、これは島内外を含めて、佐渡においてはこういったものをやったらどうかというような大変たくさんの提言をいただいております。我々は、まだ検討委員会を開いていないということをお先ほど言ったわけですが、今整理をするのに大変な仕事をしております。4人体制でやっておるのですが、それを踏まえて検討委員会を持っていきたい。それから、その踏まえた結果を国に申請するわけですが、その申請のための図面等々については我々の段階では大変難しいので、つくれないということになりますので、250万をもってその仕事を進めたいという中身でございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えいたします。

先ほど議員の方からご質問ございましたけれども、本調査におきましてはまさに地域産業の連携、それからネットワーク、そういったものについても焦点を当てて調査を行っていきたいというふうに考えております。具体的には現在財団法人地方自治研究機構と共同調査ということでございますので、調査の内容については打ち合わせをしているところでございますけれども、ご指摘の点も踏まえまして、今後調査を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） では、お答えします。

議員ご指摘のとおりだと私どもも考えております。今までの分については、やっと整理が終わったところでございまして、これからまた新たな部分でそういうものを調査していく。そして、そういうものがどう活用されるか。これらを一生懸命広げていくことによって、世界遺産というものも視野に十分入ってくるのではないかと。そういう活用の方向を見出していきたい、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 最後ですが、地域再生事業、聞き漏れるところによると、特区・地域再生対策室の中で検討されているのはバイオマスというか、バイオディーゼルの方が先行しているやに聞かれますが、これは総務省の地域再生法の中でもバイオマスエネルギーの方は実験的事業と位置づけられて、具体的に経済効果が見込まれていないという中での先行的な事業だと。市長の政策の中に「環境の島・エコアイランド」という基本的な姿勢も理解いたしますが、経済と環境とバランスをとりながら佐渡市は行政の運営をしていくべきだというふうに考えておりますし、その中でやはり民間の活力、産業の再生を重点に置いた費用対効果の見合う事業計画を立てていくということが必要だと思いますが、その辺について最後のお答えをいただきたいと思います。

それから、調査事業、産業連関について、これ観光も主体だと思うのですが、産業の中で重要な位置づけにあるというふうに思いますが、観光客が幾ら来ても、佐渡にお金が落ちない、これでは片や努力しても何もいわゆる効果が見えない事業で、このことを解決していくことが佐渡の内需を拡大させる大きな方法ではないかというふうに考えておりますし、この辺についてどこに、どういうふうな形でお金が流れ、どういうふうに佐渡にお金が回って落ちているのか、これを実際具体的につかみ、そこに解決策を具体的に出していく。これは、718万9,000円の投資の中でしっかりとした費用対効果の見られる事業に持っていたいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

そして、地域再生計画の中にはやはり一事業部だけではなかなか事業が確立できない分野ではないかというふうに思いますが、この辺の前回私の質問の中で、プロジェクトチームを結成して、そういうものの施策検討に当たりたいというようなご答弁いただいておりますが、これは委員会というのとまた別だというふうに理解しておりますし、各課の中でももう少ししっかりとした連携をとって、こういう地域再生、重要な施策でありますので、それを確立していく必要性はあるのではないかと考えておりますが、それについていかがでしょうか。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えをいたします。

まず、一番最後の方からお答えしたいと思うのですが、まず横の連携をとるためのプロジェクトチームをつくっているかということですが、これはプロジェクトチームをつくっております。各課の方からいろんな案をいただくということで、係長あるいは補佐クラスの方が集まっていたいただいて、そういったプロジェクトチームをつくって、果たしてどれが合うのかどうかというような提言をいただいております。

それから、先ほど出ました、我々一番大きな目的はエコアイランド構想というのがあるわけですが、それに基づいて、その中で我々はその下で地域再生が何ができるかということになっておりますので、いろいろな、先ほど言いましたとおりに、島内外を始めご提案をいただいております。それを今精査をしておる最中ということになります、そんなことでよろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 金田淳一君。

○9番（金田淳一君） 19ページの観光費のところの佐渡観光協会観光案内所設置工事負担金1,079万円のことでお聞きします。

これは、最近オープンした両津港の案内所のことでしょうかということがまず1点。

それから、この負担金となっておるのですけれども、観光協会の負担割合と市の負担割合はどうなっているのかということをお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えいたします。

ご指摘の工事負担金でございますけれども、佐渡観光協会観光案内所設置費用ということで、先般6月1日に両津港にオープンした案内所の設置工事に係る費用でございます。

それから、2点目の費用負担でございますけれども、総額が2,079万円ということでございまして、うち1,079万円、半額近くを佐渡市が負担するという形になってございます。

○議長（梅澤雅廣君） 金田淳一君。

○9番（金田淳一君） そういたしますと、以前問題になりました、議会の予算を通す前にこの事業が実施されたということで、ちょっとまたおかしなことではないかなというふうに考えますが、執行部の方ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 伊藤観光課長。

○観光課長（伊藤俊之君） お答えいたします。

観光協会の案内所の件でございますけれども、これにつきましては3月に現在の位置に建設することが決定いたしまして、4月の4日に入札、その後工事ということで、6月1日からオープンしております。

それで、今ほどのご指摘でございますが、これ負担金というふうなことでございまして、佐渡市からは1,079万、工事費全体では2,079万となっております。もう一つ、1,000万については佐渡百選実行委員会というところから負担をしておるわけでございまして、観光協会の方で発注をし、観光協会が自己資金で支払いをして、3回に分けて支払いをするということで実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 過日全員協議会を持って、ご説明をいただいたのですが、私は最終処分場ダイオキシン類の対策費なのですけれども、2,000万をどうしても使いたいのだろうか、使う必要ないのではないかなと、実はこう思うわけでありまして。金が余るなら、転ばぬ先のつえであろうと、いわゆるまた心配の余りそういう投資をしようと、それは構わぬのですが、あのときの説明ですと、第1試掘井戸を調査、検査したら、いわゆる規定リミットの4%を上回るものは出なかったと。またその後に検査をしてみたけれども、第2ももちろん出なかったと。第1から出たというのは、井戸でくんでいくだけの容量の検体に

なる水がなかった。泥をあわせて持っていったものだからというような説明でありましたけれども、第1試掘井戸から本当に泥をくみ上げていったのか。何度も言うように、私は全協のときも言いましたが、当日雨だまりで、あの第1井戸の周りの泥水を、水が検体がないということで、くんで持っていったという職員の言質もいただいておりますけれども、そういうことを考えてやると、やみくもにダイオキシンという今、時の問題であるものだから、警鐘乱打をされることは結構ですけれども、本当にもう一つそういう意味での試掘井戸というものを掘り直しをしなければならないのかどうか。そこのところをもう一回、粕谷部長ですか、事業責任者は市長ですから、お聞きをいたしたいのですが、お願いをいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

井戸の試掘の関係につきましては、全員協議会のときでもその計画については申し上げたところでございますが、既に前回全員協議会のときに環境省からの資料もお出ししたところでございますが、そういう面では検査用の水を採取するのに非常に条件の悪い現状になっておるというところで、現在1号井戸、2号井戸の周辺の土壌のダイオキシンの調査も兼ねてやっておるわけでございますが、それが今月末には出てくるかと思えます。そちらの中で最終的な判断をしたいというところでございますし、それから先般、今議員おっしゃるように周辺の泥水を採取というお話ございましたが、これについては私どもの確認ではあくまでも井戸、観測井戸からとったときにそういったものがまじった可能性が高いのではないかという形で現在理解しておりますので。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） そういう理屈をつけなければ、もちろんこれできない話ですから、第1井戸、その中で検体に用いるだけの水気がなかったというところにあなた方が正しい意見を我々に言えない問題があるのだと思うのですが、私は2,000万という金です。言うならば試掘井戸というものから本来はそういったものを目的としてつくった井戸が用をなさぬで、新たに試掘井戸を掘ってみたいと、こういう話ですけども、それもまことに理にかなわぬ話ではないかなと、私こう思うのです。第1井戸で水がたまるまで、言うならば検査ができないというのであれば、水がたまるまで待てばいい。新たに第1、第2、第3の試掘井戸があれば、あのエリアの中でそういう問題が起きたときにも検査可能だということで試掘井戸というものを掘ったのでしょうか。つくったのでしょうか。それが用をなさぬというような話を、私に言わせればこじつけて話をしておるように聞こえてしょうがないのです。だから、実際に試掘をして、さらなる井戸を求めなければならないのかどうか。以後の検査のときには、あなたはこの前の全協のときには、規定、基準というものを上回るものはなかったと、こういう私らに説明がありました。だが、またそれがどういふことで出てくるかわからぬからということで、私はそのときにはそういう受けとめ方をしておりましたけれども、私はあえて今の試掘井戸の中で対応できるものであれば、そうやるべきだ。2,000万という金をそういう形で使うべきではないと、こう思うのですが、人体に影響のある、危険性のあることでありますから、私も無責任なことはあえて言いたくもないのですけれども、本当に国、県の指導でもう一つ試掘井戸を掘ってみて、その結果、状況を見ろというようなことなのですか、それともこれはあくまでも予算上げておるが、この金は使うのではないのだと、やらなければならないければ使わせてもらいたいのか

だと、こういうことというとり方をしていいのか、そこらをひとつもう一回教えてください。これ2問ですから、もう一回やりますから。

○議長（梅澤雅廣君） 粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

全協のときにもお話し申し上げたのですが、観測井戸を掘ってからもう3年たつわけでございます。最初のうちは、大変水量があったわけですが、年々水量が減ってきたと。特に今回のナンバーワンについては、特にいわゆる現状の土を埋め戻した場所という状況になっておるものですから、今回の再度の調査の面につきましても非常に採取に困難を要しております。3日間かかっていると、そんな状況でございますので。それで、試掘の井戸の最終的な掘削方針の確定につきましては、先ほど申し上げましたように、今回の土壌調査を終わった後で最終的に市長と協議をした中で判断したいというふうに考えておるのですが、ただ県との協議、いわゆる相談しておるわけでございますけれども、その中ではいわゆる環境省基準の中で指導されている観測用の井戸としては非常に適当でないという形での現在協議の内容でございます。私どもといたしますと、最終的にはダイオキシンの問題でございますので、地域の関係者の方あるいは市民の方に対して安心して調査のできる状態を整備をしたいというのが私どもの本音でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 第1、第2、第3井戸が3年経過をしておるので、正確なデータが出しにくいと、こういうお話であります。その都度そんなことをやっておったら、幾ら金あってもたまりません。第1、第2、第3井戸をやりながら、長い経過を調査をして、そしてどういうものであるかということをお答えを出すというのが私はその井戸を掘った一番の肝心なところだと思うのです。では、最初から第1、第2、第3はいずれはダイオキシンが出てきて、そして新たな試掘井戸を掘らなければならぬというような含みであの事業をやったということになりますよ。そんなことになったとすれば、あの事業をやったときの町長は高野市長ですが、それは大変なことになるのではないですか。そういうことにならないようにして、あの事業をやったわけ。だけれども、人間がやることだから、完全ということは望めないにしても、ではまたこれやって、3年もたったら、あなた、理屈からいえばまた2,000万もかけて次の井戸を掘らなければならぬというような理屈になっていってしまいます。そして、あなたが今言うように、県あたりの指導からして、あの試掘井戸の内容、状況はまことにいかんとは言いませんが、心配のある状況であると、あなたこう言っておるので、試掘井戸というのはそういうものだとは私は思っておりますけれども、そうするのであるならば、今度はほかにダイオキシンがまた出るかということ掘る以前に、あの施設そのものが抜本的に、言うならばあそこへ覆土化して、そしてダイオキシンをバクテリアを入れて殺してしまっ、そして最終処分場にするという計画も全部見直しをしなければならぬということになるのかと、私はこう思うのですが、そういう心配はないのですか。穴掘って、穴掘ってというようなことだけでは、この問題解決しないですよ。あなたが言うような言い方していくと。当然残渣、残土というものがある、そしてカバーをして、そして覆土したあの処分場なので、掘って出てくるのは当たり前です。ですが、私の言うのはその基準が、厚生省ないし県が言う基準をそういう格好でさらに上回っていくようなことにな

るのかどうか。あなた、2次試験やったときには上回らないと、こういう話を全協で我々に言ったではないか。そういうのであれば、新たに2,000万使って掘る井戸なんていうのはむだではないかということをお私言っているのです。それを人体に影響することだから、掘って、そして完全なものになるなら幾ら掘ってもいいです。でも、第1、第2、第3井戸というものは今度は無用の長物になってしまいます。だから、もうしばらく調査をするためにそこに検体として水がたまるまでに時間が必要でありますから、しばらく待ってほしいというような形で、この予算を凍結するというのが当たり前ではないのですか。第1、第2、第3という試掘井戸を使うということをお考えたら。あなたが言う第4井戸を掘って、これで答えがガラガラポンで解決できるというのなら、私は反対いたしません。やったってまた出ますよ。今のようことなら。そのことは、恐らく高野市長が一番知っているでしょう。もともとあの下にはダイオキシンあるのだもの。それは地下浸透しますよ。全部さらけ出してあの土をとって、そしてあそこへ最終処分場した土地ではないのですよ。ないのですが、ダイオキシンなんていうものは20年の耐用年数、あるいは早くても10年、極端に言うとも5年と、こういうようなことを言う人がおりますけれども、そういう異状が出るというような含有量があって、非常に努めて危険だというようなことなら私はいたし方ないと思いますが、そういうところまでいく可能性があるのですか。これ最後ですから、そこも含めて漏れないような答えをください。

○議長（梅澤雅廣君） 粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

現在あります観測井戸につきましては、一応こういう試験用の水の水量が採取するのが非常に厳しい状況が継続しておるということで、現在経過の形で状況を今見守っておるところでございます。

それで、現在のところの予算の方をお願いしておる分につきましては、結果として掘らざるを得ないという部分になった場合に2本掘らせていただくということでお願い申し上げているところでございます。先般の全員協議会のところでも申し上げましたが、井戸を掘るありきで現在進めておるという状況ではございません。あくまでもこれ今月末に土壌の調査も出てまいりますので、そういったものを見た中で総合的に県の指導を仰ぎながら最適な判断をしたいという流れで現在進んでおります。

それから、もう一つは現在の最終処分場の施設自体につきましては、先般もお話し申し上げましたように、あの工事自体というのはすべて旧処分場と思われるものを一応全部掘削で掘り起こしまして、新しくできた施設の中に全部収容したという、そういう流れで現在来ておりますので、今回の観測井戸につきましては新しくできた施設の近く、上流部あるいは下流部という形の中で現在設置されております。だものですから、そういう面では旧のものが周りに残っておる可能性というのは非常に影響は少ないのではないかとはいふに現在考えるところでございますが、いずれにいたしましても観測井戸の土壌のダイオキシンの検査の結果を見ないと今のところはっきりしたことは申し上げられないという、そういう状況でございます。

建設は、ご承知のように、もう一回確認でございますが、佐渡広域市町村圏組合のときに建設して、それを私どもが佐渡市に引き継いだという流れもあるということだけご承知おきいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） ダイオキシンは、しっかりやってください。これは、法律規定があるので、それにとってちゃんとして、調査した上でやると。当たり前のことなので、当たり前のことをやるということが大事だろうと。

私がこれから質問するのは、13ページのことで聞きたいのです。先ほど何か費用対効果みたいなことを言っておる者がいますけれども、これはそういうことではないはずだと私は思うのです。どこで私が聞かかという、地域再生計画構想図というやつなのです。これが盛られていないと、この後具体的な地域再生の個別事業のところへいったときに、おまえのところの構想図にはないではないかと、こう言われる可能性のあるものなのです。したがって、民間から話を聞いて、費用対効果などというものでは私はないだろうと。大事なことは、コンサルに教わってやってはならないのだよ。コンサルタントに教わってやったこと、ろくなものない。みんな失敗しておるのは、コンサルタントに頼むのはみんな失敗しておる。自分の頭でよく調べてやったのは、例えば大川の灰溶融とか、みんな立派に成功しておる。そのことが大事なのです。

そこで、お聞きをしたい。先般私が一度連れていったら、今度は係長クラスでもって内閣府を訪れていきますね。内閣府へ行ったということは、私は立派だと思うのです。しかし、内閣府へ行って、地域再生事業についてお教えをいただくというときに、係長クラスを送るというのはまことに失敬千万、少なくとも課長が同行せねばならないと私は思うのです。そこで、それは私のご意見ですから、それ以上は申しませんが、この構想図というものにはどういうものを網羅して、そして持ち込むというふうな計画になっておるのか、お教え願いたい。これは一番大事なのです。ちょっと乱暴なことを言いますと、できるかできぬかわからぬでも、大ぶろしきを広げておけというのが、これが内閣府の指導のはず。そして、その中から具体的な事業のときは精査して、出していけと、こういうことになっておる。それをコンサルにやらせると、変なものになる可能性もあるし、それから皆さんが不勉強だと、さらに変なものになるおそれがある。だから、その辺のところをしっかりと事前に指導も受けながらやりなさいよということで、去年からだったか、ことしだったか、私がお案内して、内閣府へ行ったわけでしょう。だから、それを踏まえて、どの程度のもを今回この構想図の中で計画しておるのか、概略を教えてください。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えをいたします。

今ほど加賀議員からは図面をしっかりしたものを受けという激励のお言葉をいただいたわけですが、ありがとうございます。内閣府につきましては、係長という話をしたのですが、室長と係長と担当と3人やらせております。これは、この後、先ほども稲辺議員のときも話していたのですが、申請するに当たってはこういった手法をとるのか、こういったものをつけるのか、こういった図面をつけなくてはいけないかという本当に事務的なことを聞きに行ったということで、室長以下3人をやらせております。それから、その前でございますが、これは離島センターを通じまして、ある先生にご教授をやっております。それにつきましては、私と担当課長と、担当というか、企画振興課長と、それから室長と3人が行って、話を聞いております。これは、地域再生をするに当たってはこういったことをまたするのか、同じようなことですが、ひとつ先生の知恵を教えてくださいということで聞いておりますし、その先生も先般佐渡へわざわざ

来てくれまして、この後おまえたちが来た後どんな状況になっておるのだかというようなことを聞きに来ております。大変ありがたい教をいただいたというつもりでいます。ただ、図面をつくるに当たりましては、先ほども話したとおりに、いろんな方々からいろんな知識をいただいております。今のところ、加賀先生はコンサルという話が出たのですが、コンサルにやるという今のところはちょっと考え方は持っていないのですが、この図面をそういったもの、いろいろなことをまとめた段階で地図に落としたいと、つくりたいと、そういう考え方でおりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 今のことを額面どおり受け取って、私が承知をすることは簡単なのです。しかし、ここにはそうすると間違いかもしれぬが、構想図作成委託料になっておるでしょう。これは、どこかへ委託するということなのです。私は、もちろん最後は皆さんが構想図を作成して国に出すという資料は、それは皆さんがかいたものではだめなのです、やっぱり。コンサルがかかればだめなのです。しかし、コンサル丸投げ、私はコンサル悪いと言っておるのではないのです。コンサル丸投げはいけないと。まず、自分たちの考え方、自分たちの目的とするものはきちっと自分で言って、そしてコンサルにかかると、こうならねばならないので、これいきなり委託料になっておるものだから、下手すると丸投げかなということまで心配して、聞いておるわけです。では、これ委託料と書いてあるのは間違いですか。

○議長（梅澤雅廣君） 中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えをいたします。

今ほど説明したとおりに、いろんな方々から提言をいただいておりますので、それを我々は今事務局で整理しておる段階です。ですから、まるっきり委託に丸投げするというのではなくて、我々の考え方、その後また今度は検討委員会を開きまして、精査をしていただくと。その中で、果たして何が佐渡市としてできるのかということをおまえは今の図面につくっていただくということでもありますので、丸投げで委託をするのではなくて、それも含めて市の意見等々十分に入れたものでつくっていただくという、そういう考え方になっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） これは、議論することはないので、私はこの地域再生、まさに時限立法でございまして、これは7年間の時限立法でございまして、ここで佐渡市の将来像を描けるようなものをぜひつくっていただきたいという気持ちなのです。そのためには、これ特に市長に申し上げておきますが、おまえの課でやれとか、おまえの部でやれとかということではなくて、あなた自身も皆さんの出されておるご意見というものをよく見て、そして必要があれば議会にもそっと、こういうところなのだが、何かまだ取り入れるようなところあるかなと、考え直さねばならないところあるかなぐらいのことはこそっと出してみようということも一つの方法だろう。いずれにしても、時限立法の中で佐渡市の方向づけをせねばならないことだから、そういう意味では極めて大きくて大事な事業なのです。別にこれ以上答弁を求めませんが、今話を聞いたらコンサル丸投げという意味ではないと、委託料と書いてあるけれども、丸投げという意味ではないということだから、それを信じて、もう少し様子を見ますけれども、しかしやっぱり腹を据えてしっかりしたものをつくってやっていただきたいと。

以上です。終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 平成18年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第119号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

日程第7 発議案第7号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第7、発議案第7号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小田純一君。

〔15番 小田純一君登壇〕

○15番（小田純一君）

発議案第7号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年6月8日

提出者	佐渡市議会議員	小田純一
賛成者	〃	葛西博之
〃	〃	大石惣一郎
〃	〃	島倉武昭
〃	〃	山本伊之助
〃	〃	大谷清行
〃	〃	金光英晴
〃	〃	川上龍一
〃	〃	根岸勇雄
〃	〃	熊谷実
〃	〃	本間勇作
〃	〃	渡部幹雄
〃	〃	肥田利夫
〃	〃	加賀博昭
〃	〃	金子克己

郵便事業に関する意見書

郵政民営化については、来年10月の日本郵政公社の解散、郵便事業株式会社・郵便局株式会社等の設立、事業開始に向け、本年1月には日本郵政株式会社が設立されたところである。

政府は、国民が既存郵便局の存続を不安視するなか、「郵便局のネットワークを維持し、国民の利便に支障が生じないようにする」として郵政民営化関連法律を成立させた。

しかし、日本郵政公社の集配拠点再編案によれば、同公社が集配業務を受け持つ全国約4,700の郵便局のうち、約1,000局の集配業務を地域の中核となる郵便局に集約する方針であり、佐渡島内については全17局のうち、約3分の1の6局が集約されると示されている。しかるに集配業務の集約化に伴う集配業務の広域化は、郵便物の遅配、島内発郵便物の遅れなどのサービス低下が懸念され、更に土日、祝日の窓口業務が廃止されることから、離島佐渡の住民の間に地域における将来的な郵便局の存置について、大きな不安が広がっている。

よって、政府におかれては、郵政民営化に当たり、特に公共交通機関の未整備な離島佐渡の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） これより発議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 陳情第2号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第8、陳情第2号 佐渡市議会「特例任期見直し」についての陳情を議題といたします。

お諮りします。本案は、議員定数特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は議員定数特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第9 請願第4号から請願第7号まで

○議長（梅澤雅廣君） 日程第9、請願の委員会付託を行います。

本定例会における請願第4号から請願第7号までは、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

午後 2時48分 散会